

復興整備計画  
（第1回変更）

名取市・宮城県

平成24年9月18日

<p><b>1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）</b></p>
<p>名取市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）</p>
<p><b>2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）</b></p>
<p>① 住む人に安心感があるまちづくり：防災に配慮した土地利用を行い、自然災害に対する被害の軽減を図るため総合的な対策を講じる。      ② 名取市全体で考えるまちづくり：市内の既存ストックの活用を図りながら非浸水地域を含めた市内各地区や近隣市町とのネットワークを考慮した都市を構築する。      ③ 土地の記憶を継承するまちづくり：自然地形・地盤・景観の活用、地域資源の活用、海との共生など、地域の文化を継承する。      ④ 地域・集落と産業の持続性を大切にするまちづくり：農地の大区画化や利用集積を図り農業の再生に努めるとともに、水産加工業等も含めた産業の振興に努め、持続性のある新たな魅力あるまちをつくる。      ⑤ 次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり：多世代に配慮したコンパクトまちづくりを行うとともに、地球環境時代に向けた地域づくりと自然と共存するライフスタイルを実現する。</p>
<p><b>3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）</b></p>
<p>(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向      貞山運河の東側は、水産業等の地域産業再生と新たな産業を誘致するゾーンとし、沿岸部にレクリエーション施設（震災メモリアル施設、マリナー、ビーチなど）や防潮林を整備する。貞山運河と2次防御ラインの間（下増田地区）は、農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンとする。2次防御ラインの西側は、閑上地区の居住機能を再建するとともに、農業集落の再生やほ場整備事業により農地を再編する。</p>
<p>(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>①貞山運河の東側：原則として居住を制限し、漁港周辺での水産業等の再生や新たな産業を誘致するエリアと位置付けし、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、震災メモリアル施設、産業関連施設、レクリエーション施設、防潮林等の整備により新たな魅力を創出する。      ②貞山運河と2次防御ラインの間：農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンと位置付けて、農地の復旧・復興との調整を図りつつ有効な土地利用の展開を図っていく。      ③2次防御ラインの西側：津波対策により計画目標の安全性を達成できると判断されるため、閑上地区（A地区）では、区画整理事業により市街地に隣接する市街化調整区域を一部含めて住宅市街地を再建する。また、農地の大区画化や利用集積を図りながら農業の再生を図るとともに、既存市街地の隣接地  <u>変更後：（D・E地区）</u> において農業集落の再建をはじめとした居住機能の再建を行う。  <u>変更前：（下増田移転検討）</u></p>
<p>(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業	A地区	事業の名称： <u>変更後：閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業</u> <u>変更前：（仮称）閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業</u> 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成29年度 種類：土地区画整理事業
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	<u>D地区</u>	事業の名称： <u>下増田地区防災集団移転促進事業</u> 実施主体： <u>名取市</u> 実施区域： <u>別添の復興整備事業総括図のとおり</u> 実施予定期間： <u>平成24年度～平成25年度</u>
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	B道路	事業の名称：名取駅閑上線都市計画道路事業 実施主体：名取市、 <u>宮城県</u> 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業
	C道路	事業の名称：仙台閑上線都市計画道路事業 実施主体： <u>変更後：宮城県</u> <u>変更前：名取市</u> 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		

(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	<u>E 地区</u>	<u>事業の名称：下増田地区災害公営住宅整備事業</u> <u>実施主体：名取市</u> <u>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</u> <u>実施予定期間：平成24年度～平成26年度</u>
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>		
平成23年度から平成29年度		
<b>6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）</b>		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	A地区	・都市計画（被災市街地復興土地地区画整理事業）〔宮城県決定〕	決定	121.8ha		
			・都市計画（道路）〔名取市決定〕	廃止			※廃止する都市計画道路（5路線） ・町頭築港線 ・庚申通線 ・築港西通線 ・東場通線 ・河岸前線
			・都市計画（公園）〔名取市決定〕	廃止			※廃止する都市計画公園（2箇所） ・日和山公園 ・東場公園
			・都市計画（被災市街地復興推進地域）〔名取市決定〕	変更	19.1ha		※被災市街地復興推進地域19.1haを追加決定
2	都市施設の整備に関する事業	B道路 C道路	・都市計画（道路）〔宮城県決定〕	変更			※変更する都市計画道路（2路線） ・名取駅閑上線 ・仙台閑上線

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 本様式に土地利用基本計画の変更等に係る事項を記載する場合には、併せて「変更等する土地利用基本計画等」及び「変更等の別」を記載した縮尺1/25,000以上の地形図を添付する。
- 3 「事業区分及び図面番号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 4 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 5 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 6 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

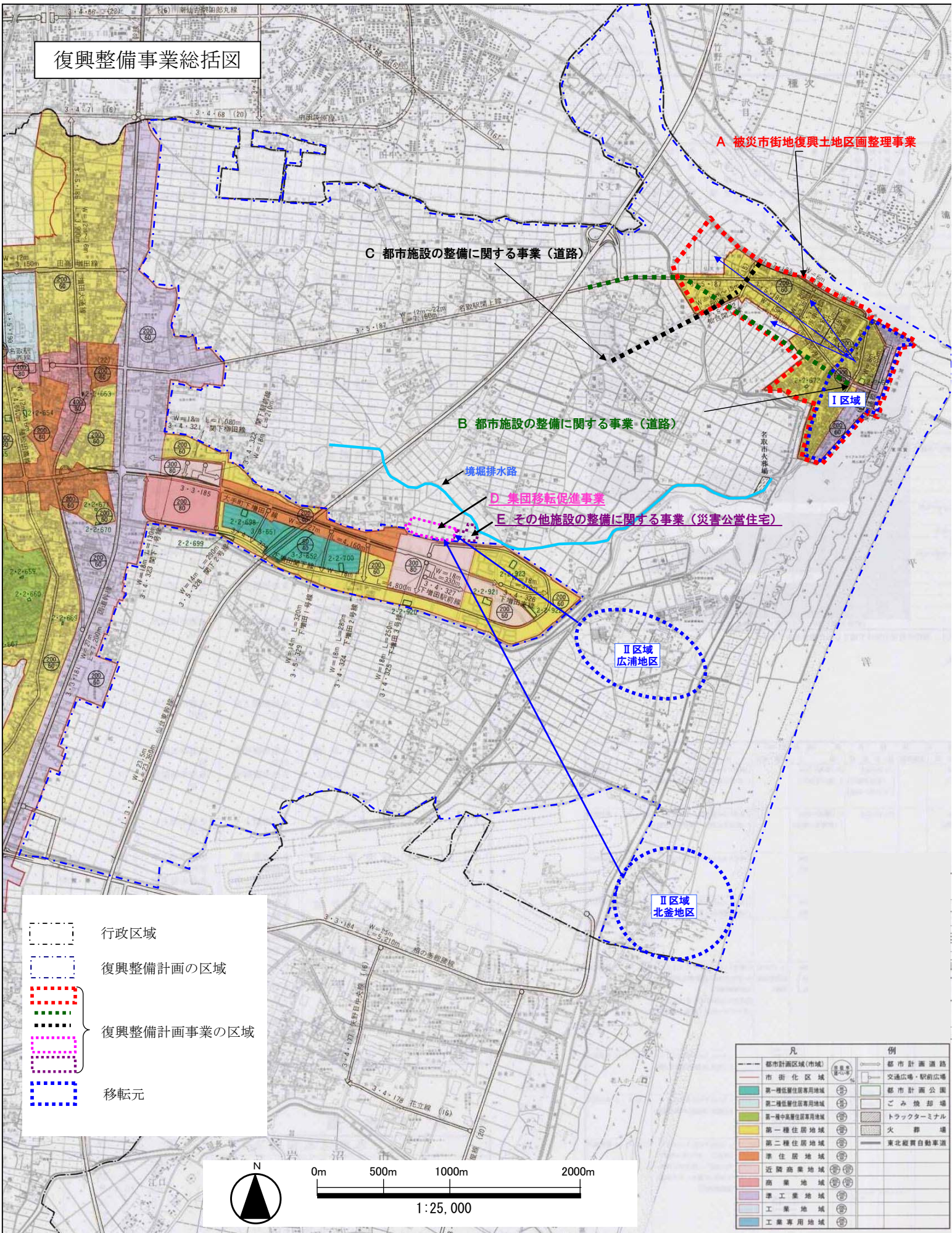
4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第1 項から第4 項までの都 市計画事業 の認可等	第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第3 項の許可・ 第33条第1 項の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	市街地開発 事業	A地区	○										
2	<u>集団移転促 進事業</u>	<u>D地区</u>	○										
3	<u>その他施設 の整備に関 する事業</u>	<u>E地区</u>	○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図



# 復興整備事業総括図



A 被災市街地復興土地区画整理事業

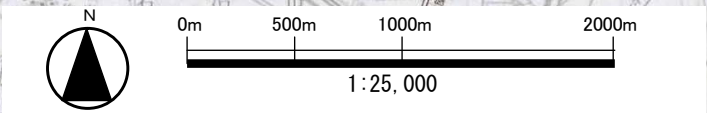
C 都市施設の整備に関する事業（道路）

B 都市施設の整備に関する事業（道路）

D 集団移転促進事業

E その他施設の整備に関する事業（災害公営住宅）

- 行政区域
- 復興整備計画の区域
- 復興整備計画事業の区域
- 
- 
- 移転元



凡	例
<span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 都市計画区域(市域)	都市計画道路
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 市街化区域	交通広場・駅前広場
<span style="background-color: #e0f0e0; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 第一種低層住居専用地域	都市計画公園
<span style="background-color: #e0f0e0; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 第二種低層住居専用地域	ごみ焼却場
<span style="background-color: #e0f0e0; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 第一種中高層住居専用地域	トラクターミナル
<span style="background-color: #e0f0e0; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 第一種住居地域	火葬場
<span style="background-color: #e0f0e0; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 第二種住居地域	東北復興自動車道
<span style="background-color: #e0f0e0; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 準住居地域	
<span style="background-color: #e0f0e0; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 商業地域	
<span style="background-color: #e0f0e0; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 準工業地域	
<span style="background-color: #e0f0e0; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 工業地域	
<span style="background-color: #e0f0e0; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 工業専用地域	



仙塩広域都市計画土地区画整理事業の決定 [名取市復興整備計画（宮城県決定）]

仙塩広域都市計画閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業		
面 積	約 121.8ha		
道 路	種 類	名 称	これらについては、別途に都市計画において定めるとおりとする。
	幹線道路	①3.5.192 仙台閑上線	
		②3.5.187 名取駅閑上線	
上記幹線街路のほかに、区画道路及び特殊道路を配置して交通環境の改善を進め、健全かつ機能的な市街地形成を図る。			
公園及び緑地	公園は、災害時の防災拠点機能を有する近隣公園 1 箇所、街区公園 5 箇所を誘致距離等に配慮しながら配置し、地区面積の 3%以上を確保する。また名取川右岸において緑地を確保する。		
その他の公共施設	汚水は市の公共下水道計画に基づき、阿武隈川下流関連公共下水道に接続する。また、雨水は貞山運河への直接放流および鍋沼排水機場を経由して貞山運河へ放流する。		
宅地の整備	貞山運河西側に住居・公益施設等を配置し、地盤の嵩上げによる津波被害の低減を図るとともに、避難路を配置することで安全・安心のまちを創出する。また、貞山運河東側を産業・スポーツゾーンとし、賑わいを創出する。		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、東日本大震災により地区内の建物の大部分が流失する壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。

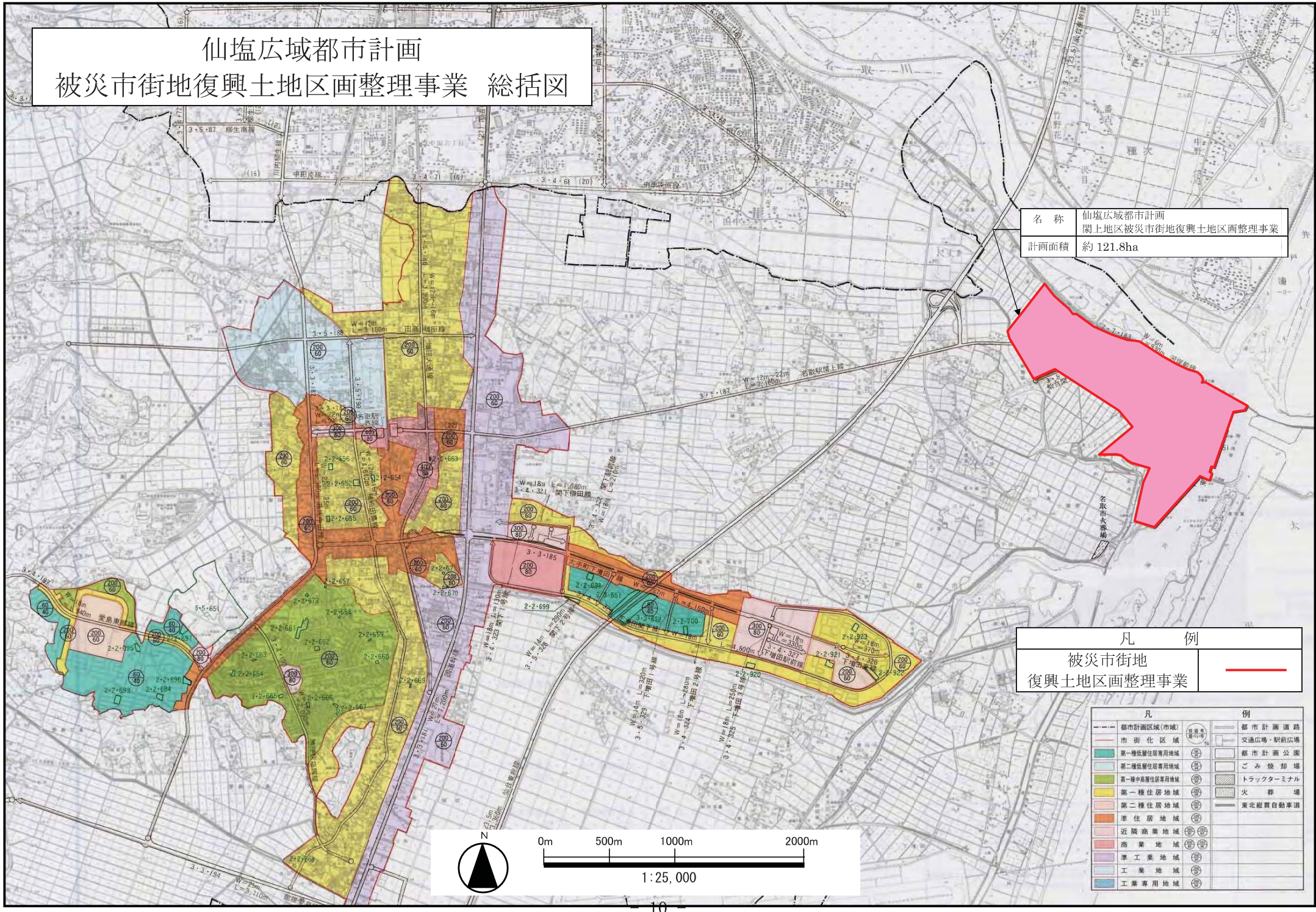
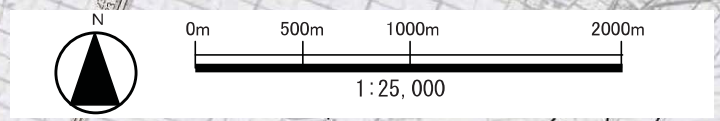
このことから、土地区画整理事業により安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定する。

# 仙塩広域都市計画 被災市街地復興土地地区画整理事業 総括図

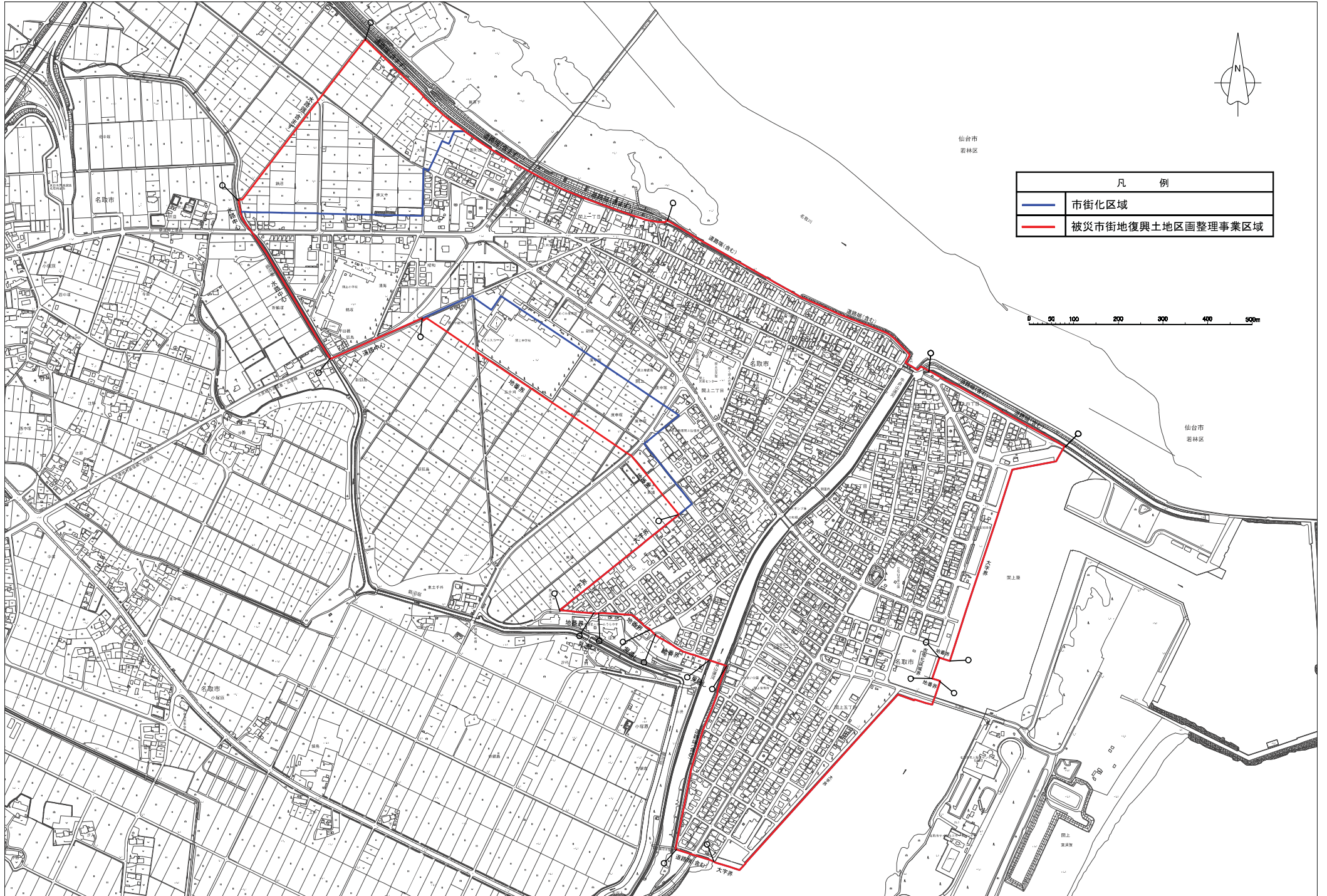
名称	仙塩広域都市計画 関上地区被災市街地復興土地地区画整理事業
計画面積	約 121.8ha

凡 例	
被災市街地 復興土地地区画整理事業	

凡	例
都市計画区域(市域)	重要区画
市街化区域	市街化調整区域
第一種低層住居専用地域	交通広場・駅前広場
第二種低層住居専用地域	都市計画公園
第一種中高層住居専用地域	ごみ焼却場
第一種住居地域	トラクターミナル
第二種住居地域	火葬場
準住居地域	東北縦貫自動車道
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	



# 閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業区域 計画図



仙塩広域都市計画道路の変更  
〔名取市復興整備計画（宮城県決定）〕

都市計画道路中 3・5・187 号名取駅閉上線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・187	名取駅閉上線	名取市増田四丁目	<b>名取市閉上六丁目</b>	名取市字下余田	<b>約 6,510m</b>	地表式	2車線	12～22m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差4箇所	<b>終点位置の変更 延長の変更 幅員の一部変更</b> (変更前) 終点位置 名取市閉上五丁目 延長 約 7,160m
	車線数の内訳		2車線			<b>約 6,160m</b>					
			4車線			約 350m					
	その他		なお、名取市増田四丁目地内に名取駅東口駅前広場を設ける。								
3・5・192	仙台閉上線	<b>名取市小塚原字東中塚</b>	<b>名取市閉上一丁目</b>	名取市大字閉上字昭和	<b>約 1,510m</b>	地表式	<b>2車線</b>	<b>18～21m</b>	幹線街路と平面交差1箇所		<b>起終点位置の変更 延長の変更 車線数の決定 幅員の変更</b> (変更前) 起点位置 名取市閉上字新鶴塚 終点位置 名取市閉上字新町頭 延長 約 660m 幅員 12～15m

「区域及び構造は計画図のとおり」

理 由

東日本大震災により地区内の建物の大部分が流出する壊滅的な被害を受けた閉上地区において、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき都市計画道路を変更する。

## 都市計画に係る土地一覧表

## 1 3・5・187 名取駅閑上線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大 字	小 字	大 字	小 字
名取市	小塚原	田中、沢目、北中塚、 西中塚の一部	閑上	鍋沼、佛文寺、新鶴塚、 昭和の一部
			閑上一丁目の一部	
	閑上	鍋沼、新鶴塚、鶴塚、 清海、昭和、新狐島、 五十刈、東場の一部	閑上二丁目の一部	
			閑上三丁目の一部	
			閑上四丁目の一部	
	閑上七丁目の一部		閑上五丁目の一部	
閑上六丁目の一部				

## 2 3・5・192 仙台閑上線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大 字	小 字	大 字	小 字
名取市	小塚原	西中塚、東中塚、辻野、 汐押の一部	閑上	新狐島、昭和、庚申塚の 一部
			閑上一丁目の一部	
	閑上一丁目の一部			

## 変 更 理 由

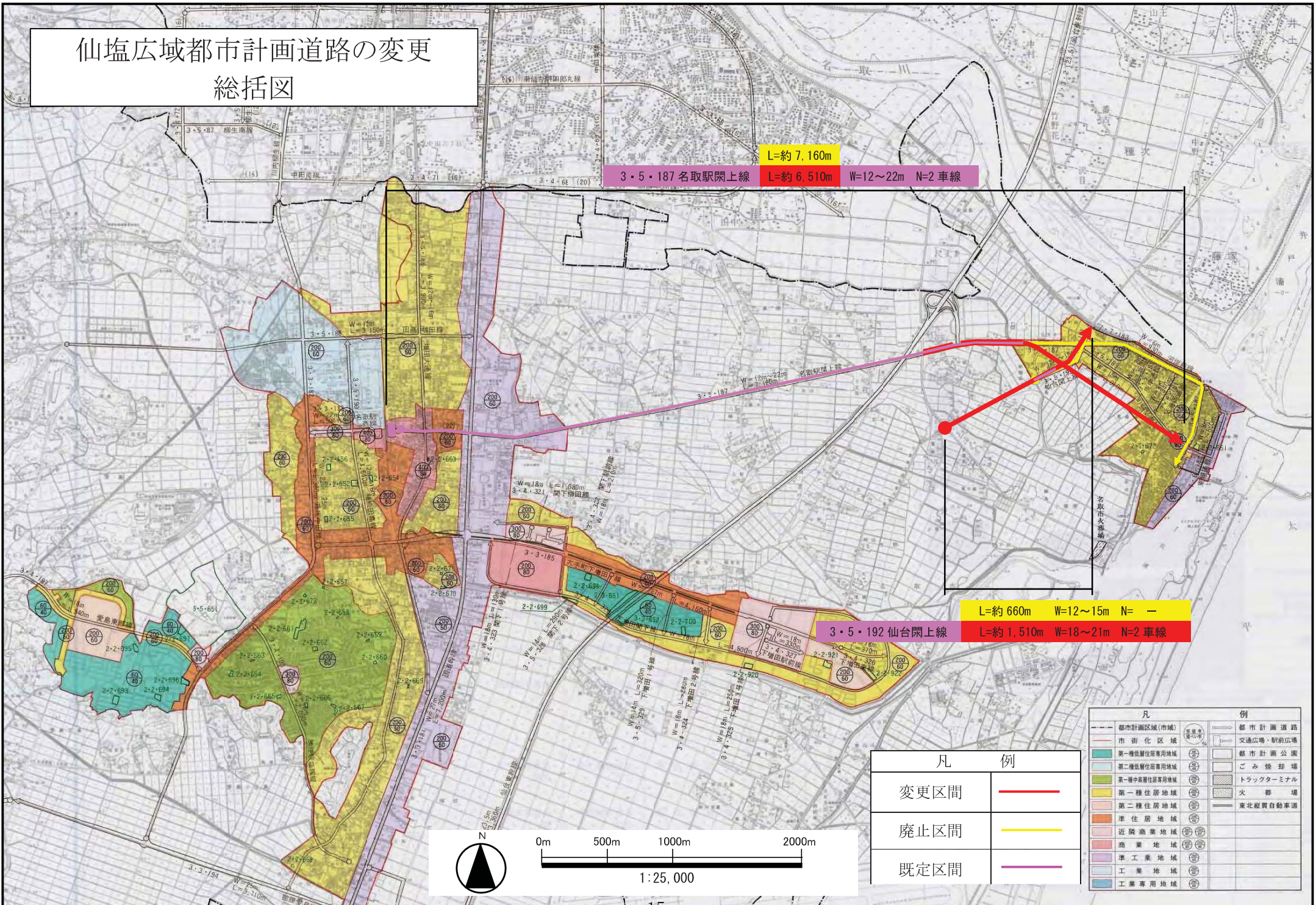
3・5・187 名取駅閑上線は、昭和 29 年 5 月に都市計画決定され、総延長約 7,160m のうち平成 22 年現在で未整備延長約 2,580m となっており、改良率は約 64%となっている。

3・5・192 仙台閑上線は、昭和 29 年 5 月に都市計画決定され、総延長約 660m のうち未整備延長約 530m となっており、改良率は約 20%となっている。

これらの路線が位置する閑上地区は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、名取市震災復興計画により「現地において、安全で災害に強い市街地整備を実現するため被災市街地復興土地地区画整理事業による復興」を進めていく方針としている。

このことから、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき、地区内の幹線道路であった当該 2 路線について、新たに安全で、円滑な道路網整備を目指し、周辺道路とのネットワークを踏まえて都市計画変更を行うものである。

# 仙塩広域都市計画道路の変更 総括図



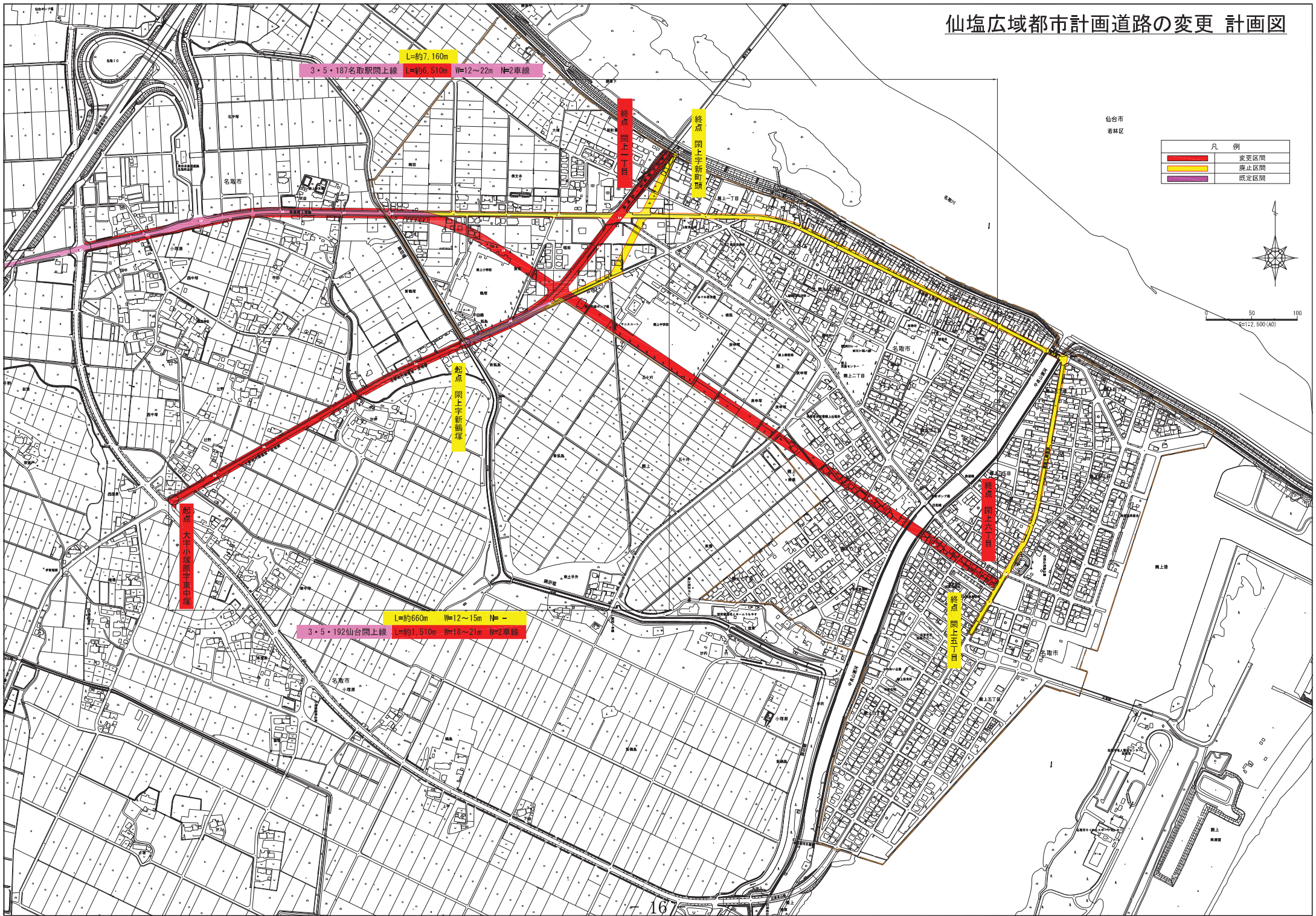
L=約 7,160m  
3・5・187 名取駅閉上線 L=約 6,510m W=12~22m N=2 車線

L=約 660m W=12~15m N= —  
3・5・192 仙台閉上線 L=約 1,510m W=18~21m N=2 車線

凡	例
変更区間	<span style="color: red;">——</span>
廃止区間	<span style="color: yellow;">——</span>
既定区間	<span style="color: purple;">——</span>

凡	例
都市計画区域(市域)	
市街化区域	
第一種低層住居専用地域	
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
都市計画道路	
交通広場・駅前広場	
都市計画公園	
ごみ焼却場	
トラクターミナル	
火葬場	
東北縦貫自動車道	

# 仙塩広域都市計画道路の変更 計画図





仙塩広域都市計画道路の変更  
〔名取市復興整備計画（名取市決定）〕

都市計画道路中 3・5・189号町頭築港線、3・5・191庚申通線、7・6・181築港西通線、7・6・182東場通線及び7・7・183河岸前線を廃止する。

「区域は総括図のとおり」

理 由

東日本大震災により地区内の建物の大部分が流出する壊滅的な被害を受けた閑上地区において、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき都市計画道路を変更する。

(参 考)

都市計画に係る土地一覧表

3・5・189町頭築港線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大 字	小 字	大 字	小 字
名取市			閑上	昭和の一部
			閑上一丁目の一部	
			閑上二丁目の一部	
			閑上三丁目の一部	
			閑上四丁目の一部	
			閑上七丁目の一部	

3・5・191庚申通線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大 字	小 字	大 字	小 字
名取市			閑上一丁目の一部	

7・6・181築港西通線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大 字	小 字	大 字	小 字
名取市			閑上二丁目の一部	

7・6・182東場通線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大 字	小 字	大 字	小 字
名取市			閑上四丁目の一部	
			閑上五丁目の一部	

7・7・183河岸前線

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大 字	小 字	大 字	小 字
名取市			閑上一丁目の一部	
			閑上二丁目の一部	

(参 考)

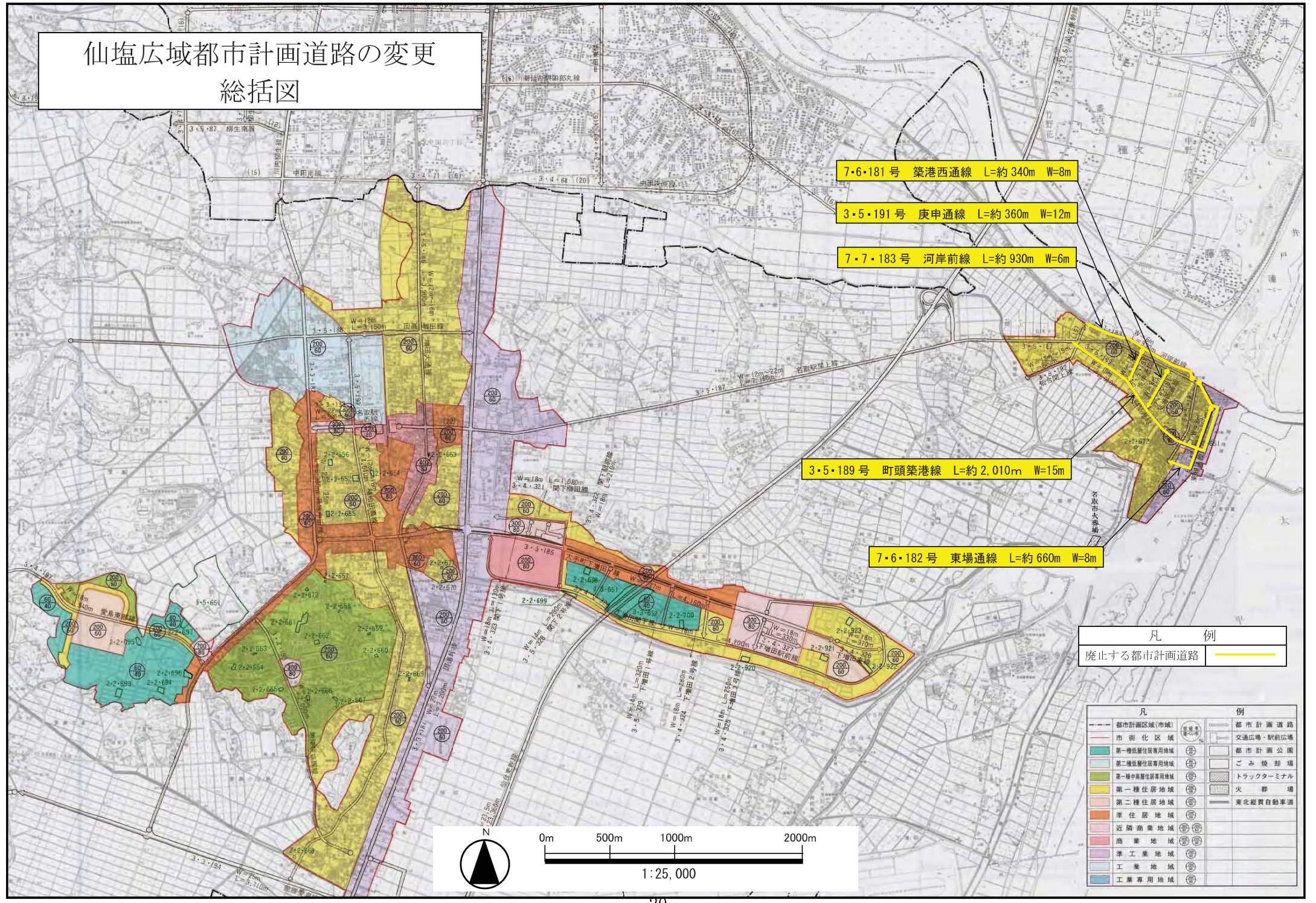
## 変 更 理 由

3・5・189号町頭築港線、3・5・191号庚申通線、7・6・181号築港西通線、7・6・182号東場通線及び7・7・183号河岸前線の5路線は、すべて昭和29年に都市計画決定されており、このうち、整備済みは、町頭築港線全区間及び東場通線の一部区間390mとなっている。

これらの路線が位置する閑上地区は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、名取市震災復興計画により「現地において、安全で災害に強い市街地整備を実現するため被災市街地復興土地区画整理事業による復興」を進めていく方針としている。

このことから、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき、地区内の幹線道路であった当該5路線について、新たに安全で、円滑な道路網整備を目指し、都市道路の再配置を行うため、当該都市計画道路を廃止する都市計画変更を行うものである。

# 仙塩広域都市計画道路の変更 総括図



7・6・181号 築港西通線 L=約340m W=8m

3・5・191号 庚申通線 L=約360m W=12m

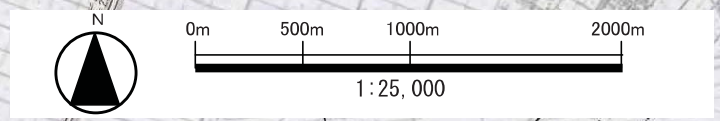
7・7・183号 河岸前線 L=約930m W=6m

3・5・189号 町頭築港線 L=約2,010m W=15m

7・6・182号 東場通線 L=約660m W=8m

凡 例  
廃止する都市計画道路

凡	例
--- 都市計画区域(市域)	⊙ 都市計画道路
--- 市街化区域	⊙ 交通広場・駅前広場
■ 第一種低層住居専用地域	⊙ 都市計画公園
■ 第二種低層住居専用地域	⊙ ごみ焼却場
■ 第一種中高層住居専用地域	⊙ トラクタターミナル
■ 第一種住居地域	⊙ 火葬場
■ 第二種住居地域	⊙ 東北縦貫自動車道
■ 準住居地域	
■ 近隣商業地域	
■ 商業地域	
■ 準工業地域	
■ 工業地域	
■ 工業専用地域	



仙塩広域都市計画公園の変更  
〔名取市復興整備計画（名取市決定）〕

都市計画公園中 2・2・651 号日和山公園及び都市計画公園 2・2・672 号東場公園を廃止する。

「区域は総括図のとおり」

理 由

東日本大震災により地区内の建物の大部分が流失する壊滅的な被害を受けた閑上地区において、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき都市計画公園を変更する。

(参 考)

都市計画に係る土地一覧表

2・2・651号日和山公園

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大 字	小 字	大 字	小 字
名取市			閑上四丁目の一部	

2・2・672号東場公園

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大 字	小 字	大 字	小 字
名取市			閑上七丁目の一部	

(参 考)

## 変 更 理 由

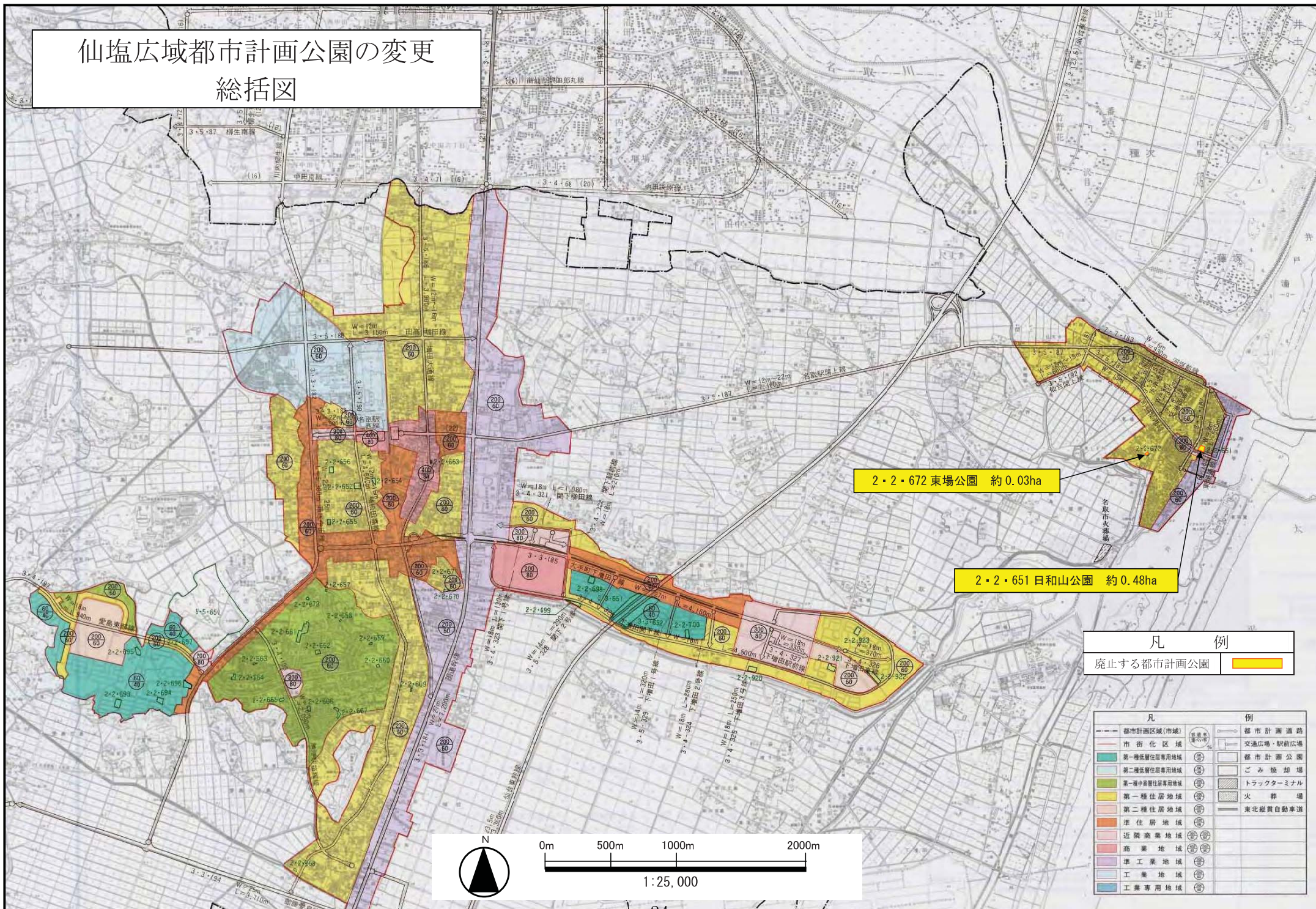
2・2・651号日和山公園は、閑上四丁目地内に昭和39年7月11日に都市計画決定され、昭和40年4月1日に開設された。

2・2・672号東場公園は、閑上七丁目地内に昭和55年2月29日都市計画決定され、昭和55年3月24日に開設された。

両公園の位置する閑上地区は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、名取市震災復興計画により「現地において、安全で災害に強い市街地整備を実現するため被災市街地復興土地区画整理事業による復興」を進めていく方針としている。

このことから、今後の名取市のまちづくりの目標及び土地利用の方針に基づき、都市公園の再配置を行うため、当該都市計画公園を廃止する都市計画変更を行うものである。

# 仙塩広域都市計画公園の変更 総括図



2・2・672 東場公園 約0.03ha

2・2・651 日和山公園 約0.48ha

凡 例	
廃止する都市計画公園	<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>

凡	例
都市計画区域(市域)	都市計画道路
市街化区域	交通広場・駅前広場
第一種低層住居専用地域	都市計画公園
第二種低層住居専用地域	ごみ焼却場
第一種中高層住居専用地域	トラクタートミナル
第一種住居地域	火葬場
第二種住居地域	東北縦貫自動車道
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	



# 計 画 書

## 仙塩広域都市計画被災市街地復興推進地域の変更 [名取市復興整備計画（名取市決定）]

都市計画閑上地区被災市街地復興推進地域を次のように変更する。

名 称	閑上地区被災市街地復興推進地域
位 置	名取市閑上一丁目、閑上二丁目、閑上三丁目、閑上四丁目、閑上字鶴塚、同字下佛文寺、同字昭和、同字百刈、同字孤島、同字清海、同字新町頭、同字佛文寺、同字庚申塚及び同字胡桃の全部並びに閑上五丁目、閑上六丁目、閑上七丁目、閑上字東須賀、同字新鶴塚、同字鍋沼、同字平田橋、同字新大塚、同字大塚、同字新狐島、同字五十刈、同字東場の各一部
面 積	約 121.8 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区では、被災した市街地の健全な発展と防災性の向上を図るため、地域の活性化に寄与し、災害からの安全性に配慮した土地利用の誘導を図るとともに、円滑な避難と利便性に配慮した道路網の構築や避難場所等の適正な配置を行い、安全で快適な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日	平成25年3月10日

「区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

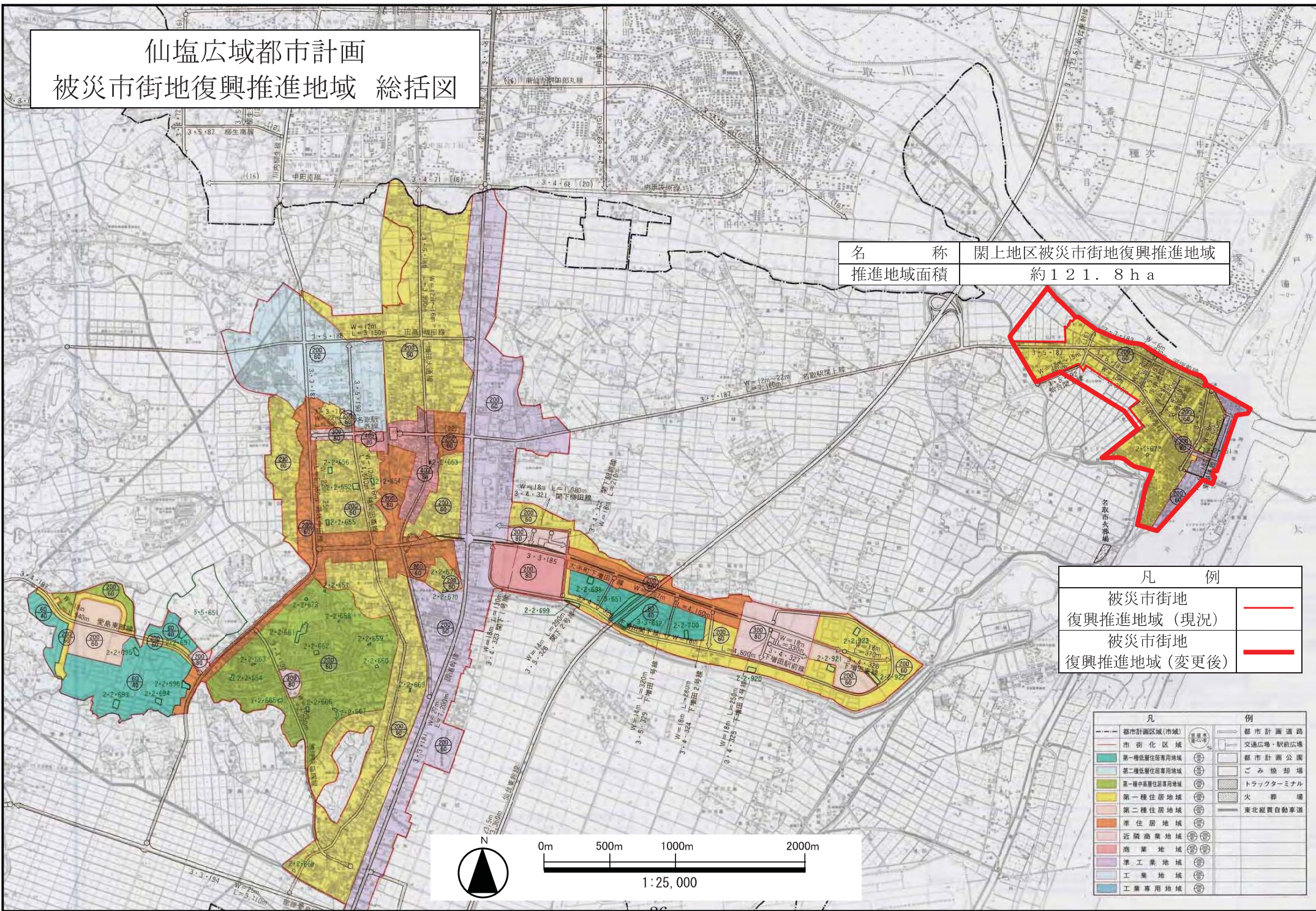
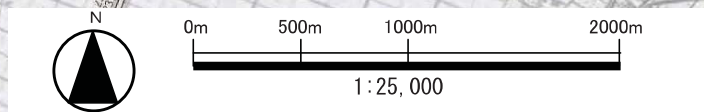
当地区は、東日本大震災により地区内の建物の大部分が流失する壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。復興にあたり、安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本地区で閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業を実施することとしており、その区域に合わせて、被災市街地復興推進地域を変更するもの。

# 仙塩広域都市計画 被災市街地復興推進地域 総括図

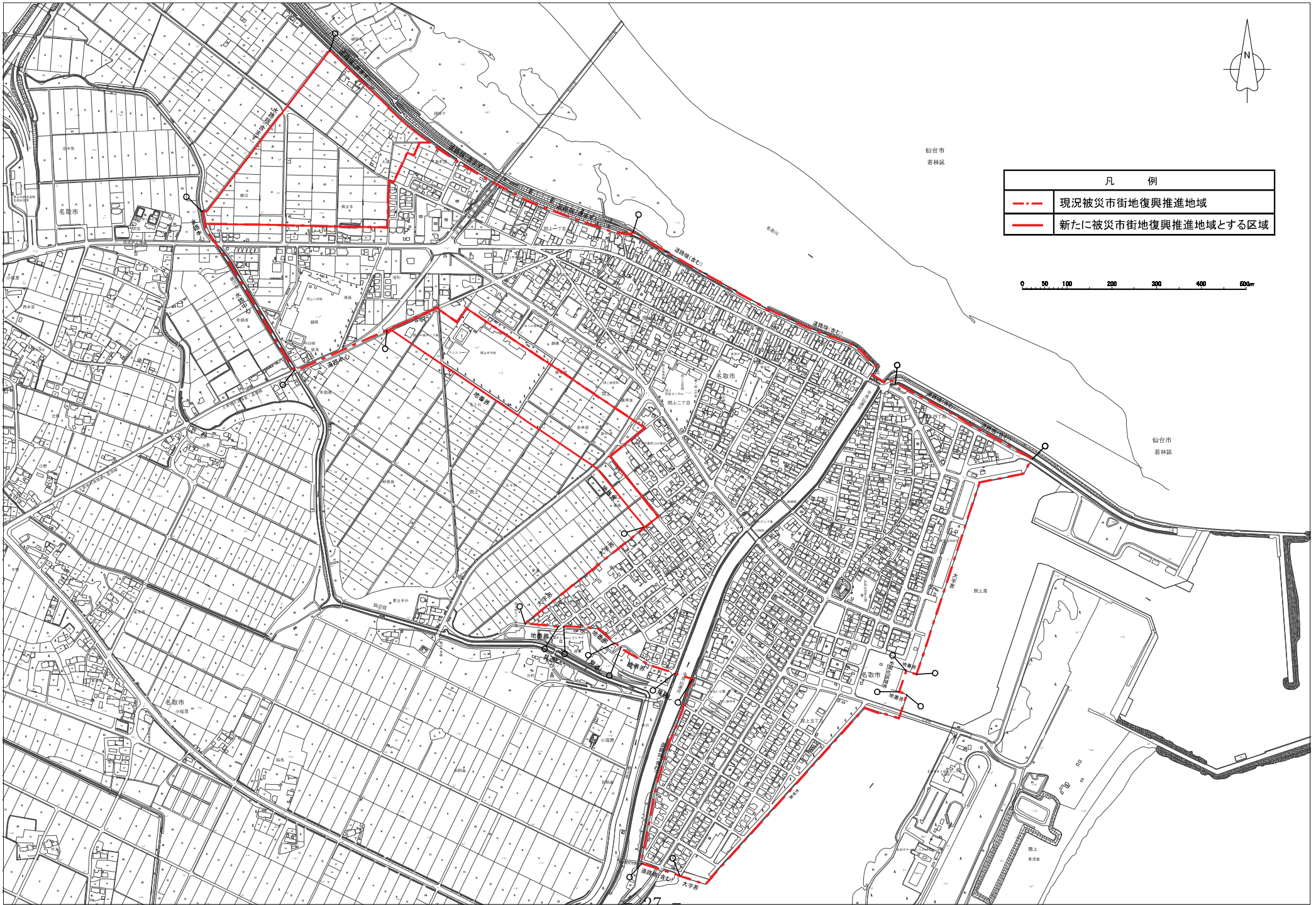
名称	閑上地区被災市街地復興推進地域
推進地域面積	約121.8ha

凡 例	
被災市街地復興推進地域 (現況)	
被災市街地復興推進地域 (変更後)	

凡 例	
	都市計画区域(市域)
	市街化区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画道路
	交通広場・駅前広場
	都市計画公園
	ごみ焼却場
	トラクタースタイル
	火葬場
	東北縦貫自動車道



仙塩広域都市計画 閉上地区被災市街地復興推進地域 計画図



様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係  
 (農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針
○水田地帯は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、引き続き水稻を中心とした土地利用型農業の振興を図る。 ○水田地帯に点在する施設園芸については農業施設の早期復旧等を進め、農業の早期再開を図る。 ○農地の集約と持続的な農業経営体制づくりを推進する。
② 農業関係施策の推進に関する方針(農業生産基盤整備等の実施予定等)
○東日本大震災復興交付金事業を活用し、沿岸部の津波により被災(浸水)した農地等について農山漁村地域の復興を目的とする生産基盤整備(区画整理660.0ha)事業を行う。単なる原形復旧だけでなく大区画化により農地の面的な集約、経営の大規模化・高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指し、復旧・復興を加速化させる。 なお、地区の設定は、仙台市分とあわせて、用排水系統及び農地集積、区画形状を踏まえ総合的に検討し、津波被災区域と一体的に整備する必要のある最小限の範囲とし、復興に向けた地域農業の再構築を見据えた地区設定を行っている。 地区名 名取地区 面積 660.0ha(仙台市含みの全体面積769.4ha) ○農業再開に向け、東日本大震災復興交付金事業を活用し、被災農家の経済的負担の軽減、農業機械や集出荷施設(10箇所)の再整備等を行う。 ○「地域農業経営再開支援事業」、「農業基盤復旧復興整備計画策定事業」を活用し、持続的な農業経営体制づくりに向け、地域農業の組織経営化・法人化の促進、農地流動化や農地利用集積の促進、機能的な農業基盤の整備促進を行う。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い農業を実現するために、どのような農業を目指していくのか明確に記入する。  
 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記入する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)
○農地の大区画化や利用集積、担い手の育成や農業経営体制支援により、効率的かつ持続的な農業を実現し、農業生産性の向上を図る。 ○住宅地等への農地転用は、安全で災害に強い市街地整備を行うために必要最小限度とする。
② 農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)
○津波被害を受けた農地1,588ha(田・畑)は、農地として復旧・復興することを基本とする。 ○被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地(約118ha) <u>及び集団移転促進事業に係る移転先住宅団地周辺の農地(39ha)</u> は、大区画化等の農地の利用集積を図り、生産性の高い優良農地として利用する。 <u>○集団移転促進事業における移転元の跡地(17ha)のうち、周辺農地と一体的な利用が可能な地区において、農地としての整備を検討する。</u> ○農地の復旧・復興を行った農地は、復興整備計画期間が満了した後も優良農地として確保する。
③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況
別紙様式のとおり

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全

な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記入する。

- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記入する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第 49 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用 地域面積					
A地区	閑上地区	市街地開発 事業	住宅地	121.8ha [19ha]	15ha	15ha	15ha	名取市	H23-29	5,500人 2,000戸 (1,500人 550戸)	市街化調 整区域	I区域、40ha、市街化区域 2,700人（1,000戸） 跡地利用：水産業再生施設、 レクリエーション施設等
<u>D地区</u>	<u>下増田地区</u>	<u>集団移転 促進事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>5ha</u>	<u>5ha</u>	<u>5ha</u>	<u>5ha</u>	<u>名取市</u>	<u>H24-25</u>	<u>230人</u> <u>80戸</u>	<u>市街化調 整区域</u>	<u>II区域、17ha、市街化調整区 域 436人（152戸）</u> <u>跡地利用：農地・臨空観光拠 点等</u>
<u>E地区</u>	<u>下増田地区</u>	<u>その他施設 の整備に関 する事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>1ha</u>	<u>1ha</u>	<u>1ha</u>	<u>1ha</u>	<u>名取市</u>	<u>H24-26</u>	<u>123人</u> <u>43戸</u>	<u>市街化調 整区域</u>	<u>II区域、17ha、市街化調整区 域 436人（152戸）</u> <u>跡地利用：農地・臨空観光拠 点等</u>
計				<u>25ha</u> <u>19ha</u>	<u>21ha</u> <u>15ha</u>	<u>21ha</u> <u>15ha</u>	<u>21ha</u> <u>15ha</u>			<u>1,853人</u> <u>673戸</u> <u>1,500人</u> <u>550戸</u>		

※ [ ] は市街地拡大部分の面積を示す。（ ） は移転に伴う市街地拡大部分の予定人口（世帯数）を示す。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記入する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記入する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記入する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記入する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化

区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別)、移転人口(世帯数)及び移転跡地の利用計画等を記入する。

2 調整措置概要

地区名：閑上地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	15ha	完了	直轄	<p>貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。</p> <p><u>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。</u>当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	15ha	完了	補助	<p>貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。</p> <p><u>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。</u>当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>



3	農山漁村 地域復興 基盤総合 整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～ H27	15ha	未着手	補助	<p>貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。</p> <p><u>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。</u>当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
<p>② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策</p> <p>当該地は、集团的農地の縁辺部に位置することから、用水路は廃止、排水は鍋沼排水路へ付け替えを行い処理する計画としている。<u>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、用水路及び鍋沼排水路の管理者である名取土地改良区と平成24年6月下旬に調整を了した。</u>また、被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内からの雨水排水は直接貞山運河への排出及び鍋沼排水路へ排水する計画としており、鍋沼排水路の管理者である名取土地改良区と平成24年6月下旬に調整を了した。汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p>									
<p>③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定</p> <p>区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。</p>									

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	5 ha	完了	直轄	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	5 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>

3	農山漁村 地域復興 基盤総合 整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～ H27	5 ha	未着手	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
4	名取川地区 農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	5 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>

**② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策**

集団移転促進事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する境堀排水路に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成23年12月19日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得ており、設計時点で協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。

**③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定**

集団移転促進事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。  
市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	1 ha	完了	直轄	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画は場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	1 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画は場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>

3	農山漁村 地域復興 基盤総合 整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～ H27	1 ha	未着手	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画は場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
4	名取川地区 農地災害 復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	1 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画は場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>

**② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策**

災害公営住宅整備事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する境堀排水路に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成23年12月19日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得ており、設計時点で協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。

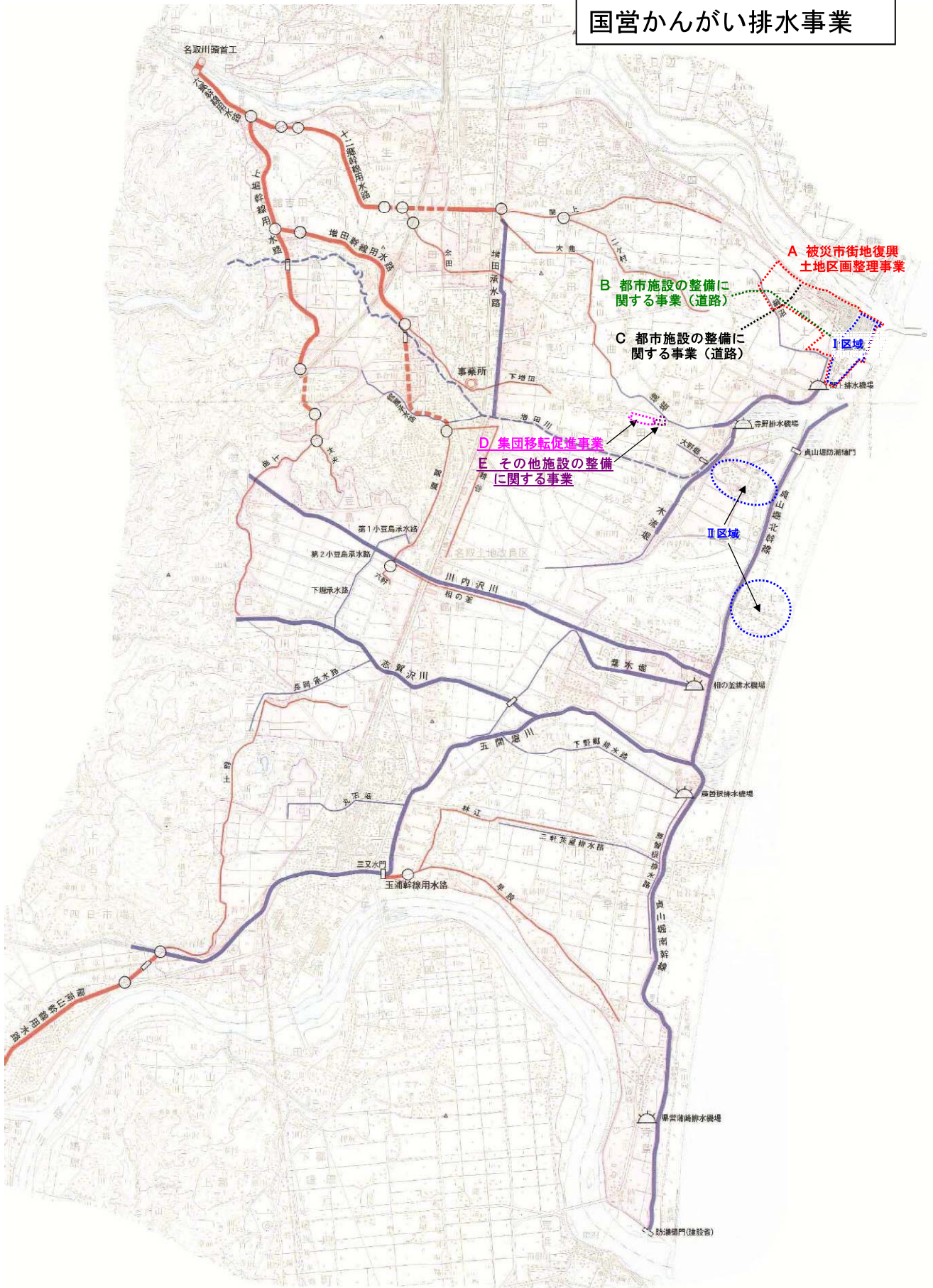
**③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定**

災害公営住宅整備事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。  
市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。

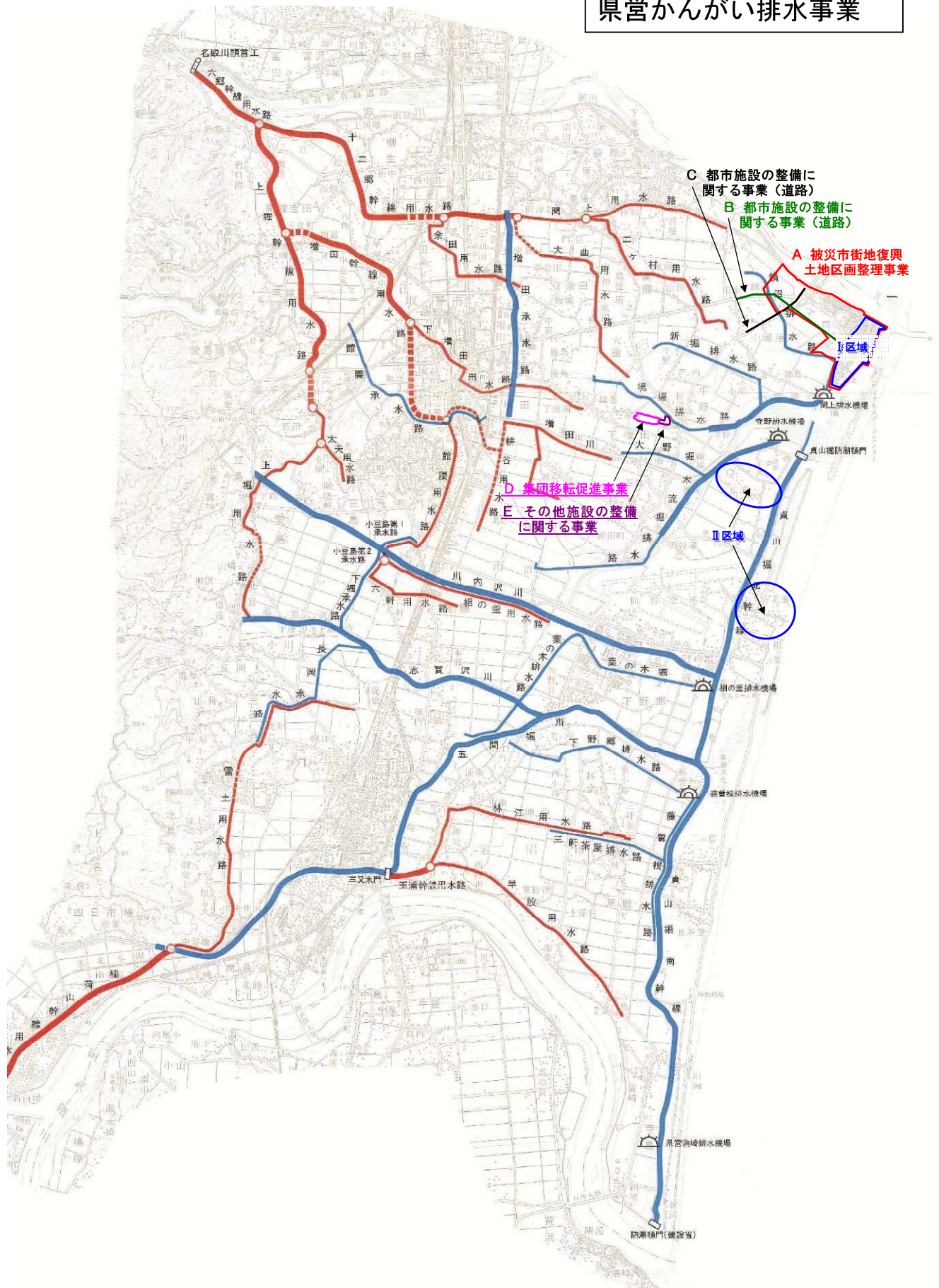
- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画  
中のものあって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」  
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、  
その施設及び延長等を記入する。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記入する。

農業関係施策図面番号 1  
 国営かんがい排水事業

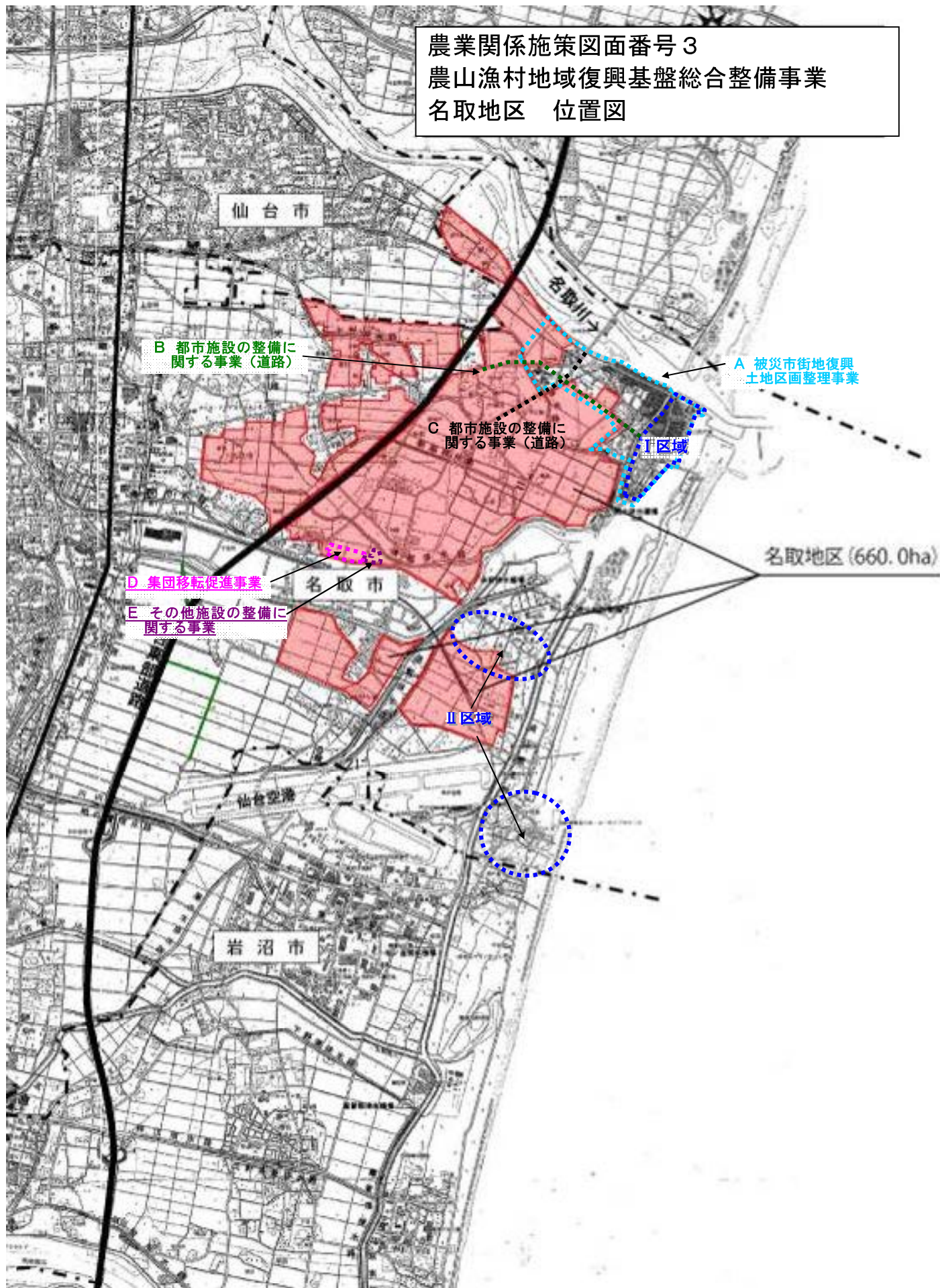


農業関係施策図面番号2  
 県営かんがい排水事業



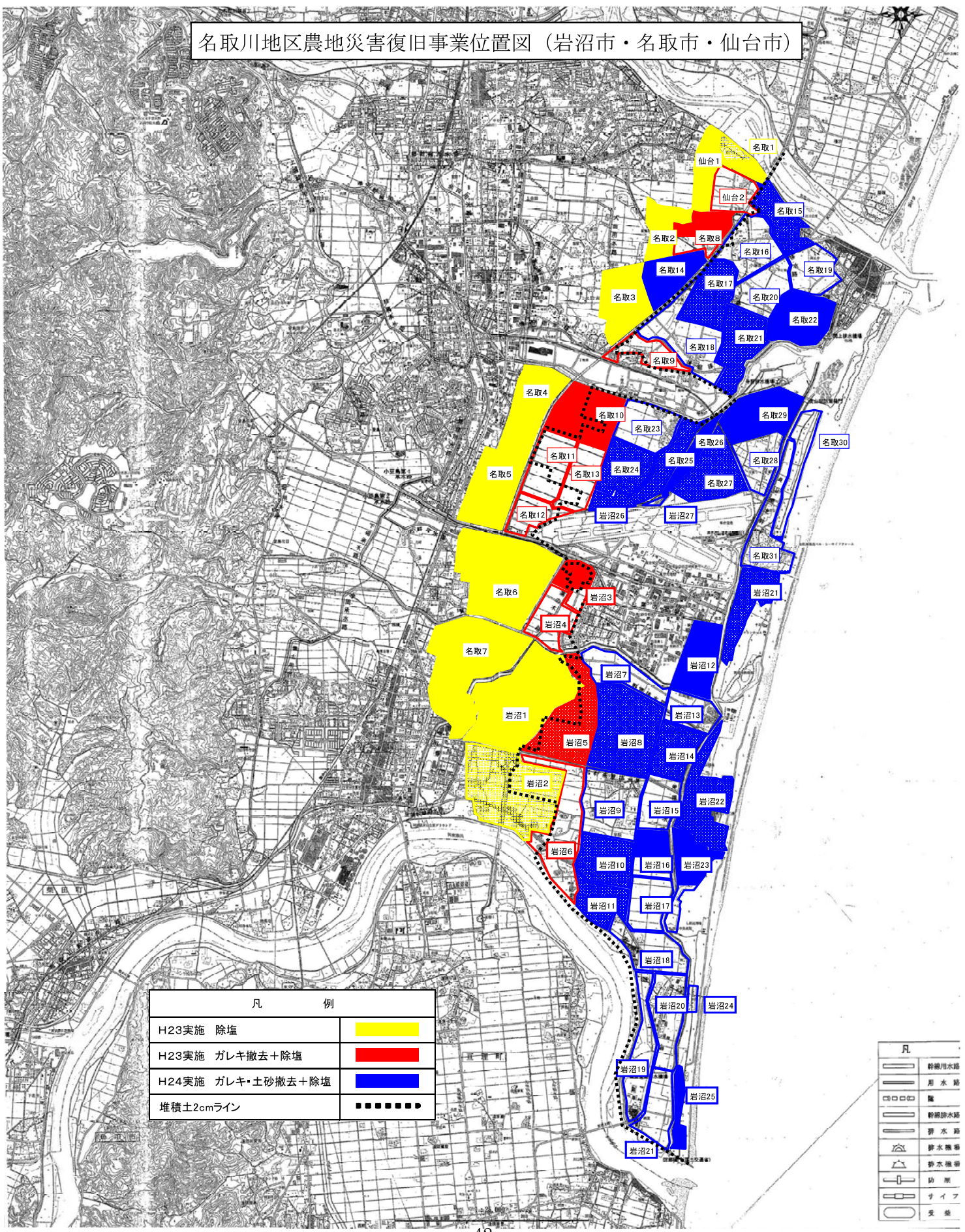


農業関係施策図面番号3  
農山漁村地域復興基盤総合整備事業  
名取地区 位置図



農業関係施策図面番号 4  
名取川地区農地災害復旧事業

名取川地区農地災害復旧事業位置図 (岩沼市・名取市・仙台市)



凡 例	
H23実施 除塩	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow;"></span>
H23実施 ガレキ撤去+除塩	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red;"></span>
H24実施 ガレキ・土砂撤去+除塩	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:blue;"></span>
堆積土2cmライン	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 1px dotted black;"></span>

凡	
	幹線用水路
	用水路
	橋
	幹線排水路
	排水路
	排水機
	排水機
	防壁
	サイフ
	受養

事業実施年度	自平成24年度 至平成25年度
--------	--------------------

しもますだ

# 下増田地区防災集団移転促進事業計画書

都道県名	市町村名
宮城県	名取市

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要

## 1 移転促進区域

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
きたかま 北釜A地区	m <sup>2</sup> 138,800 (127,500)	平成24年度	戸 119	戸 119	戸 0	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mを超える津波に襲われた。今後、名取市震災復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には4mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
きたかま 北釜B地区	28,700 (12,900)					
ひろうら 広浦A地区	38,400 (31,300)	平成24年度	38	38	0	
ひろうら 広浦B地区	2,600 (2,600)					
計	208,500 (174,300)		157	157	0	

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。  
 2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。  
 3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。  
 4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。  
 5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。  
 (位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。  
 (区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。  
 宅地（住宅敷地） ……赤（公有地の場合は赤斜線）  
 宅地（住宅敷地以外） ……青（公有地の場合は青斜線）  
 農地 ……緑（公有地の場合は緑斜線）

※A地区：買取を行う移転促進区域 B地区：買取をしない移転促進区域

## 2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
北釜A地区	戸 106	戸 ( 90 ) 106	世帯 106	世帯 ( 90 ) 106	人 292	人 ( 260 ) 292	
北釜B地区	13	( 13 ) 13	13	( 13 ) 13	36	( 36 ) 36	
広浦A地区	32	( 14 ) 32	32	( 14 ) 32	91	( 40 ) 91	
広浦B地区	6	( 6 ) 6	6	( 6 ) 6	17	( 17 ) 17	
計	157	( 123 ) 157	157	( 123 ) 157	436	( 353 ) 436	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、現在欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される災害公営住宅に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住宅数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地に係る特例適用の必要性」欄に記入すること。

### 3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

#### (1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地			関連公共施設等用地					公益的施設用地		⑤ 合 計			
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅 地	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設				④ 住 宅 団 地 に 占 め る 割 合
	区 画 数	面 積												
下増田団地	区画 80	m <sup>2</sup> ( ) 26,400	m <sup>2</sup> (6,860) 8,700	m <sup>2</sup> (33,260) 35,100	m <sup>2</sup> 11,800	m <sup>2</sup> 400	m <sup>2</sup> 4,200	m <sup>2</sup> 3,900	m <sup>2</sup> 20,300	m <sup>2</sup> 0	( ) 0.0%	m <sup>2</sup> (53,560) 55,400	移転元から近く富農環境を維持しやすいため、市街化区域に隣接し交通アクセスや生活利便性に優れていること、移転元よりも内陸に位置しているため津波安全が確保されること、移転先としての住民意向が高いことから当該用地を選定した。	農地
計	区画 80	m <sup>2</sup> ( ) 26,400	m <sup>2</sup> (6,860) 8,700	m <sup>2</sup> (33,260) 35,100	m <sup>2</sup> 11,800	m <sup>2</sup> 400	m <sup>2</sup> 4,200	m <sup>2</sup> 3,900	m <sup>2</sup> 20,300	m <sup>2</sup>	0.0%	m <sup>2</sup> 55,400		

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
- 2 住宅敷地平均面積が330m<sup>2</sup>を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330m<sup>2</sup>とした場合の数値を記入すること。
- 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
- 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
- 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
- 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
- 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。  
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
	区画	戸		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
下増田団地 (貸付)	80	43	123	26,400	330	
計	80	43	123	26,400	330	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。  
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。  
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。  
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得 単価 =④/①	⑥住宅敷地 造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共 施設等用地 造成費	⑨関連公共施設用地 等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円
下増田団地	46,700	26,400	20,300	373,600	8.0	293,848	505,048	225,952	388,352
計	46,700	26,400	20,300	373,600		293,848	505,048	225,952	388,352

(注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。

2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。



(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦ 千円	④分譲地の分譲価格 千円	⑤分譲地の市場価格 千円	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)② ㎡	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦ 千円
	貸付地 区画	分譲地 区画	①合計 区画	貸付地 ㎡	分譲地 ㎡	②合計 ㎡						
下増田団地 (貸付)	80		80	26,400		26,400	505,048			330	1	505,048
計	80	0	80	26,400	0	26,400	505,048					505,048

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。  
 2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(5) 公益的施設用地の整備 無し

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
下増田団地	—	—	—	—	

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。  
 2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費 無し

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得費 =3(3)⑤*②	④用地造成費	⑤分譲地の 分譲価格	⑥分譲地の 市場価格	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥)
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計					
下増田団地	区画 -	区画 -	区画 -	m <sup>2</sup> -	m <sup>2</sup> -	m <sup>2</sup> -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
計	0	0	0	0	0	0	0	0			0

#### 4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 355,200	戸 80	補助対象経費、対象戸数は限度額いっぱい積算しており、今後変動する可能性がある。
住宅の建設または購入及び住宅用地の購入	住宅の建設等および住宅用地の購入を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、住宅の建設等については利子総額4,440千円、住宅用地の購入については利子相当額2,640千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	0	0	
計		355,200	80	

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	事業内容	工事費	補助対象経費
下増田団地	団地内道路	区画W=6m, L=1330m 特殊W=4m, L=380m	千円 105,700	千円 105,700
	飲料水供給施設	配水管 (φ 100mm、L=約1,330m)	74,500	74,500
	集会施設	集会所 木造平屋 (延床面積165㎡)	20,000	20,000
	広場	緑地整備等 (面積4,200㎡)	88,200	88,200
	その他1	排水路 (L=500m) 消火栓 3基、防火水槽 1基	92,700	92,700
	その他2	防災調整池	122,600	122,600
計			503,700	503,700

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買取費 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
㎡	㎡	㎡	円	円	円			
下増田地区 (北釜)	(140,400)	(19,700)	(6,100)	14,800	14,800	4,700	1,971,910	水や緑など地区の持つ地域資源を生かした自然活用型の交流ゾーンとしての活用や、新たな産業を誘導するエリアとして位置付けて、土地利用の展開を検討していく。
	127,500	3,800	6,100					
下増田地区 (広浦)	(33,900)	(1,000)	(7,600)	13,400	13,400	4,300	465,500	同上
	31,300	1,000	7,600					
計							2,437,410	

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

※買取単価は、近傍の固定資産税評価における標準宅地の価格をもとに推計した。今後の不動産鑑定評価により変動する可能性がある。

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
下増田地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する予定。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成24年9月施行予定	

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。  
 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。  
 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定とし記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
下増田団地	農業共同作業所	延床面積300㎡（鉄骨造平屋）（1箇所）	千円 30,000	千円 30,000
計			30,000	30,000

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図（3（1）の（注）7）に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考



9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 方 法	補助対象経費	対象戸数	備 考
離農等をする場合	移転促進区域から住居を移転するとともに離農した場合、1戸あたり2,372千円を補助する。	千円	戸 0	
その他の場合	移転促進区域から住居を移転した場合、持ち家の移転者（家屋の解体を伴う者）には1戸あたり78万円、持ち家の移転者（家屋の解体を伴わない者）には1戸あたり78万円、借家人である移転者には1戸当たり78万円を補助する。	118,560	152	
計		118,560	152	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	総事業費	左の財源内訳						備考
						補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地買収	H24	/	千円 373,600	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	住宅団地用地造成	造成	H25	/	519,800							
	小計				893,400	2,100,384	893,400	781,725		111,675		
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	利子補給	H25		355,200	355,200	355,200	310,800		44,400		
公共施設整備	公共施設整備	公共施設整備	H25	○	503,700	440,463	503,700	440,738		62,962		※
宅地及び農地の買取り	宅地の買取り	宅地の買取り	H24	/	2,437,410		2,437,410	2,132,734		304,676		
農林水産業基盤等整備	共同作業所	共同作業所整備	H25		30,000	152,889	30,000	26,250		3,750		
移転費助成	移転費助成	引越費用助成	H24-25		118,560	118,560	118,560	103,740		14,820		
合計					4,338,270		4,338,270	3,795,987		542,283		

(注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。

2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

※県の要綱による防災調整池の整備による。

(2) 住宅団地候補地の比較表 無し

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡当たり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
下増田地区	—	円 —	—	—	—	—	—	—
計								

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
  - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
  - 3 1つの住宅団地候補地だけではなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
  - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
  - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
  - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

(3) 年度別計画

事業の種類	平成24年度	平成25年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
住宅団地用地取得及び造成	(373,600)	(519,800)	( )	( )	( )	(893,400)
	326,900	454,825				781,725
住宅建設等助成	( )	(355,200)	( )	( )	( )	(355,200)
		310,800				310,800
公共施設整備		(503,700)	( )	( )	( )	(503,700)
		440,738				440,738
宅地及び農地の買取り	(2,437,410)	( )	( )	( )	( )	(2,437,410)
	2,132,734					2,132,734
農林水産業基盤等整備		(30,000)	( )	( )	( )	(30,000)
		26,250				26,250
移転費助成	(22,620)	(95,940)	( )	( )	( )	(118,560)
	19,793	83,948				103,740
合計	(2,833,630)	(1,504,640)	( )	( )	( )	(4,338,270)
	2,479,427	1,316,561				3,795,987

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。